

## 「市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」(仮) 運営指針(素案)のたたき台(案)に対する構成員の主な意見

( ① : 第1回 WG  
② : 第2回 WG  
③ : 第3回 WG )

| 区 分      | 主 な 意 見  |
|----------|--|
| 1. 趣旨・目的 | ③指針の冒頭に、作成目的・趣旨などを記載することで、指針の位置づけが分かりやすくなる。  |
| 2. 実施主体  | <p>②専門性の高いサポートをするには、直営で担うのは難しい。民間の力を最大限活用しながら、連携することが必要。</p> <p>①民間団体に委託する場合に、公的な支援業務も含めて行うのであればガイドラインが必要。</p> <p>②民間だけの運営では、庁内のコーディネートなど様々な課題が生じるため、行政の中にも担当部署を作り、ケースワークを受け付ける担当者が必要。</p> <p>②指定管理の場合、行政がどこまでやるかガイドラインのようなもので示すことが必要。</p> <p>②委託できるとする部分について、全部なのか一部なのか示すことが必要。</p> <p>③実施主体について、社会福祉法人等へ委託する場合は、法人の構成員の資格や経験年数などの基準を示すことが必要。</p> <p>②狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない。</p> |
| 3. 支援対象  | <p>③支援対象は、児童虐待に特化せずに、医療的ケアの必要な子ども、身体障害、経済的困難など、困りのある家族ごとに把握し、必要な支援を提供することで、子どものウエル・ビーイングに焦点を当てた真のケアシステムが構築される。</p> <p>②支援対象は、要支援児童、保護者といった個人ではなく、子ども家庭とし、関係性を含めたシステムとして考えなければならない。</p> <p>③市町村が子ども家庭支援を担う、支援の中心は市町村、それをやる拠点を設けるものであって、虐待対応だけをするものではない。</p> <p>②支援拠点は、新たな社会的養育という観点から市町村の役割を考えると、要保護に限定すべきではなく、すべての子ども・家庭を視野に入れることが必要。</p>  |

| 区 分     | 主 な 意 見   |
|---------|---|
|         | <p>②支援対象は、全ての子ども家庭とし、その中で虐待を受けた、あるいは虐待を受けたとされる子ども達の支援には、十分な力をもって対応していくことが必要。</p> <p>②支援対象者は、要保護、要支援レベルと絞り込んで集中的に支援を行うべき。</p> <p>②新たな拠点は要支援家庭から要保護家庭を対象とし、その上で、一般の家庭や気になる家庭を対象とする地域子育て支援と新たな拠点はしっかり連携するとしてはどうか。</p> <p>③支援対象は、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭として、具体的には各市町村の実情に委ねるのが適当と考える。(付記するならば、「広く全ての子ども・家庭を視野に入れながら、その必要度に応じて必要な支援を拠点として行っていく。」とするか。)</p> <p>③支援対象については、何故拠点を作らなければならないのかということを確認にすることが必要。要保護児童、要支援児童、特定妊婦等を支援の対象として考えなければ、何のために拠点をつくるのか疑問。</p> <p>③虐待か否かにこだわるのではなく、緊急性のあるケースや困難なケースを要保護児童対策地域協会の中で取り組んで、その中で支援方策を進めて行く拠点であるべき。</p> <p>②支援対象については、要保護、要支援と定義で悩む話ではなく、どういう関わりなのか、緊急度なのかというところで議論するのではないか。</p> <p>③支援対象は、定義論に拘泥すべきではなく、緊急なのか、重大なのかが重要。</p> <p>③ポピュレーションアプローチが必要ということ、心配な子どもにはしっかり関わること、本当に危ない子どもは児童相談所がしっかり関わることについては合意されている。拠点がどこを担うものなのか整理が必要。</p> <p>②広場などを利用した全ての子育て家庭を網羅的に見るやり方と、専門機関として他の機関からの相談でつながるやり方など、自治体に応じてその機能を付ければ良いと思うが、全体の子育て家庭との連携が上手くできていないところもあるため、もう少し幅広い形で対応していかななくてはならない。</p> <p>③「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村の拠点が包含する形で検討していたが、法律になって、ポピュレーションアプローチが外へ出たイメージになってしまった。</p> <p>②虐待通告があつて保護できない子ども達を、保護の対象と考えるのか、支援の対象と考えるのか住み分けが必要。</p> <p>②どういうリスク、兆候があれば要支援児童として把握して上げていくのかが重要。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会と拠点の支援対象の重なりをどのように整理するのか。</p> |
| 4. 支援内容 | <p>③支援内容は、改正児童福祉法第10条の2（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援）の順番に沿って整理した方が良い。</p> <p>②支援内容については、「調査を行う」とか「情報を受ける」など、少し強めの言い方が必要。</p>  |

| 区 分                    | 主 な 意 見   |
|------------------------|---|
| (1) 実情の把握              |   |
| (2) 情報の提供及び収集          |   |
| (3) 相談、調査、支援計画、支援及び指導等 |   |
| ①相談対応                  | ③個別ケースの相談対応については、虐待防止法に基づく虐待通告、児童福祉法に基づく要保護児童の通告、改正児童福祉法に基づく要支援児童等に対する情報提供の受理を盛り込むべき。   |
| ②調査                    | ③支援内容は、指針のようにもう少し詳細に定めるべき。支援の前提として集めるべき調査事項の記載も必要。  |
| ③アセスメント                |   |
| ④支援計画の作成等              | <p>③支援計画の作成について、拠点が支援計画を作るのではなく、関係機関とともに個別会議を開催し、情報を共有し見立てを行いながら作成することについて記載が必要。</p> <p>③支援計画については、関係機関が共通の目標を立て、当面の課題を持ち、役割を分担し取り組む。またフィードバックをしながら、目標に向けて支援を共同で行うことが必要。</p>  |
| ⑤支援及び指導等               | <p>①<b>保護者（利用者）に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要。</b></p> <p>①何かあったときは市町村に通報する仕組みはできているが、窓口で好んで虐待や支援の相談をしてくる人は居ないため、予防してくれる場所というのにも必要。</p> <p>①<b>助けを必要としている親が、続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要。</b></p> <p>①<b>支援は、子どもや親の問題などに関するアセスメントを適切にした上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立てから介入プランを立て、そのプランの見直しを適宜やっていくようなコミュニティー・ソーシャルワークが基本。</b></p> <p>①社会資源を熟知していなければ、コミュニティー・ソーシャルワークはできない。拠点は、そのコミュニティー・ソーシャルワークを中心に行うべき。</p> <p>①（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターでは、保護者が精神疾患もしくは疑いがあったり、DV やアルコール依存症の問題など、子どもの虐待とは非常に綿密につながっていて、家族を総体で見るというソーシャルワークが重要。</p> <p>③「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村が責任を持てる体制、地域をベースにしたソーシャルワーク機能を持つ事が大事という議論が根っこにあった。</p> |

| 区 分                                | 主 な 意 見   |
|------------------------------------|---|
|                                    | <p>②相談だけでなく、在宅支援サービスのコーディネートが必要であるが、対象を要支援家庭まで広げ、養育支援訪問事業、ショートステイ事業等に加えて、一時預かりやファミサポの利用も増やしていく必要がある。</p> <p>②ケースワークができるなど、相談を受けた後に動ける拠点にすることが必要。</p> <p>②ケースの情報も重要だが、関係機関においてキーパーソンを考えながらマネジメントしていくことが重要。</p> <p>③支援及び指導について、関係機関とともに役割分担をすることが必要。また、サービスの提供は拠点が行うのではなく、関係機関と協議し、調整をした上で提供を行うことについて記載が必要。</p> <p>③市町村指導は、初めての制度のため、責任の権限の所在などある程度明確にする意味でかき分けが必要。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会の調整機関にしても、子ども家庭支援の拠点としても重要なのは、責任を持つこと。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会の支援機能は、市町村毎に温度差があり、必要な支援ができていない。その支援の仕組みとして養育支援や家事援助まで含めて、市町村が総合的に行うための拠点。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会は大事だが、個別対応に追われてしまい、マネジメント機能が弱い。そういう意味で支援の拠点の整備するものと理解している。</p> <p>③市町村が今までやってきた母子保健や子育て支援を適切に行い、ポピュレーションとして安心して子育てができるように、子どもが守られるようにという仕組みを作り、尚且つ、心配な子どもについては拠点という言い方で調整機能をやっていくものと理解している。</p> <p>②一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業などでも、困難な家庭を把握しているため、そこに関わる者の育成機能も必要。</p> <p>②外部に委託しているものを含め、既存の事業をどれだけ整理して、拠点に包含できるか検討が必要。</p> <p>②既存の機関をコーディネートしながら、どの事業とどの事業を組み合わせる支援に結びつけたら良いのか、調整できる機関が必要。</p> <p>②今ある事業を最大限活かしながら、それを調整して包括的に支援に結びつけていくシステムの構築が必要となり、それにはコーディネーターが市内の様々な部署の事業を把握できるかが重要。</p> <p>②地域子育て支援拠点事業の担当者、利用者支援事業の担当者など、在宅養育家庭への支援、または予防的に地域資源として関わる可能性のある団体に対しての巡回指導やスーパーバイズ、ケース会議等への参加促進等。</p> <p>②児童福祉司と市区町村担当者、都道府県と市区町村のズレを埋めていかなければ、拠点機能や通所・在宅による指導措置が効果的に行うことはできないのではないかと。</p> <p>②市町村の拠点として最低限求められる標準的な内容が示されるべき。</p> |
| ⑥都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導 | <p>③児童福祉司指導は、都道府県毎にバラツキがある中で、拠点が児童福祉司指導の委託に対して、どのように対応すべきか記載することが必要か疑問。地域の実情や、都道府県ごとの考え方や対応も必要。</p> <p>③児童相談所も、児童福祉司指導の対応に差があるため、都道府県レベルでの整理も必要。</p>  |

| 区 分            | 主 な 意 見   |
|----------------|---|
|                | ③児童相談所からの委託を受けて行う支援内容については、個別ケースの対応の相談、調査、指導の中につけ加えるか、最後に別途「6」として追記するか。   |
| (4) 関係機関との連絡調整 | ②拠点とは、単にリソースが1つ増えたということにならないよう、ソフト事業として、しっかりとしたネットワークを構築することが必要。  |
| (5) その他の必要な支援  | ③その他必要な支援として、非行相談はどうするか。非行相談も、要保護児童又は要支援児童に含まれるため支援対象となると思うが、養育里親支援等も含めてどこまで対応するのかについては、市町村の実情に委ねるのが適当。   |
| 5. 類型          | <p>③人口区分で3類型を作る場合も、各県の地理的状況や道路・鉄道事情など実情に合わせて県が整理し、国が監督することが妥当。</p> <p>③拠点の区割りには、基幹病院や保健所の設置が含まれた二次医療圏の考え方を反映した方が、市区町村の既存の事業区分にもそうし、住民に優しいシステムになる。</p> <p>②顔の見える連携ということが大切であり、母子保健でやっているポピュレーションアプローチをベースに、そこからケアが必要な子ども等に対して関わりを持ち、切れ目なく子育て支援が重なってくイメージが大切。</p> <p>③相談から必要であれば支援が届くという仕組みが必要であり、モデルとして、子育て世代包括支援センターと、地域子ども家庭支援拠点、要保護児童対策協議会拠点（仮称）という形で担うということが考えられる。</p> <p>③類型は、何万人から何万人という形で幅を持たせて記載した方が分かりやすい。</p> <p>②<b>類型について、要対協と保健所のシステムを分けるのであれば、橋渡しについて示すことが必要。</b></p> <p>③類型において、1人が担当する事件数の目安が必要。</p> <p>①0歳から18歳までが対象となる児童館が、虐待予防の拠点施設として考えていけないのではないか。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は、拠点の中の一部。</p> <p>①拠点機能と要対協の調整機関との整理をどうするか検討が必要。</p> <p>③支援対象を、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭とした場合、要保護児童対策地域協議会の支援対象と重なるため、整理が必要。</p> <p>③拠点は、進行管理の対象としては広いが、支援を直接担う部分は少ないという括りもあるため、要保護児童対策地域協議会との関係について整理が必要。</p> <p>③市町村をベースとして、要保護児童対策地域協議会の機能との関係、児童相談所との関係をどうするか整理が必要。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会をどのように市町村の中で機能させていくかが重要。基本的には、拠点の中で要保護児童対策地域協議会を持つことを原則に考えるのが現実的。</p> <p>①<b>拠点機能と要対協の調整機関、子育て世代包括支援センターとの関係性の整理をどうするか検討が必要。</b></p> |

| 区 分         | 主 な 意 見  |
|-------------|--|
|             | <p>①子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開は必要と思う点と、要対協とかなり構成メンバーやネットワークが重なってくるため、その役割分担や連携、橋渡しをどのようにやっていくか、マニュアルなどに落とし込んだ方が良い。</p> <p>②子育て世代包括支援センターとの関係性の整理の他、児童養護施設や児童家庭支援センターなど既存の社会的養護の支援との関係も整理が必要。</p> <p>③拠点と子育て世代包括支援センターを分けて考えることが必要。</p> <p>②役所内には、母子保健や精神保健、障害児支援など複数の窓口があるため、支援拠点が関係部署との中でどういった位置づけになるのか示すことが必要。</p> <p>③他の社会資源等との関係性については、拠点の機能として最低限はっきりさせておくべきことのみを記載し、その他については、市町村の実情に委ねても構わないとし、書き分けが必要。</p>  |
| 6. 主な職員     | <p>①子どもや保護者に関するアセスメントを適切に行った上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメントや見立てから介入プランの策定などを適宜行うコミュニティー・ソーシャルワークを基本的に行うことが必要。</p> <p>①様々な社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要。</p> <p>②虐待対応は、危険な目に遭う場合があるが、それに対応できる保険がないため、職員のケア、保障が必要。</p> <p>②敷居を低くして、結局何もやれなかったとならないよう、ファーストアクセス、フォローの重要性というところでは、力のあるケースワーカーを配置して、柔軟に対応しなければならない旨を示すことが必要。</p> <p>③市町村における虐待対応担当窓口職員の経験年数や専門資格については、例えば、少なくとも業務経験年数6か月未満の割合が10%などといった数値目標が必要。</p> <p>②専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない。</p> <p>①在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかの観点が必要。</p> |
| 7. 施設・設備    | <p>②相談していることを知られたくない保護者は多く、遊びに行ったついでに相談できるという環境設定が必要。</p> <p>②気軽に来所できるよう親子の交流スペースの設置が必要。</p> <p>②相談室や会議室（情報が漏れない、ある一定の広さ）の確保が必要。</p> <p>②市民が相談に訪れやすくするため、相談室を設けるなど、ハード面の整備も必要。</p>   |
| 8. 関係機関との連携 | <p>③連携を強化しましょうではなく、何をすることが連携なのか具体的に書かなければならない。</p>   |

| 区 分              | 主 な 意 見  |
|------------------|--|
| (1) 児童相談所との連携、協働 | <p>②支援拠点と児童相談所の役割分担のマニュアルの作成、協働のあり方について記載し、共同でアセスメントを行うことが大事。</p> <p>③即座に児童相談所で措置になるような重度のケースの場合は、要保護児童対策地域協議会に出た場合がある。先々帰ってくることを考えると、市町村がそういった重度のケースについても把握することが必要。</p> <p>②市と児童相談所がどういった形で連携していくのか、施設からの対象児童をどのような形で支援に入っていくのかなど議論が必要。</p> <p>②都道府県との関係が触れられていないため、施策方針を提示する必要があるのではないか。</p> <p>③総務省の調査結果で分かるように、児童相談所と市町村の役割分担については、児童福祉司と市区町村職員では溝があり、連携して効果的に拠点を運営をすることに対して懸念がある。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会についても、児童福祉司と市区町村職員では、意識にずれがあり上手く連携できていない部分がある。拠点を中心として連携していくことが必要。</p> <p>③市町村と児童相談所の連携は、温度差があり非常に難しい。児童相談所との連携は、大変重要なテーマであり、拠点の指針の中の記載が必要。</p>   |
| (2) 他関係機関との連携    | <p>③今ある現状の要保護児童対策地域協議会を大事にする。母子保健側と要保護児童対策地域協議会側に1人ずつコーディネーター役をつくり連携して対応する。また、学校コーディネーターするためのコーディネーターを1人つくり連携するイメージが良い。</p> <p>②ソーシャルワークとして市町村が機能するためには、社会資源である児童家庭支援センターや民間団体等との連携のあり方を示すことが必要。</p> <p>②「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」における障害と高齢者と児童をどう考えるか、周りとの連携についても示すことが必要。</p> <p>③拠点は虐待対応だけでなく全ての支援を行うものであるため、要保護児童対策地域協議会に上げるケースは、関係機関が集まって、対応が必要なケースをピックアップしないとやっていけなくなる。</p> <p>②親自身に自覚がない場合は、関係機関も関わりながら通告・相談にのることが必要。</p> <p>③関係機関との連携・共同について、実務者会議において調整機関のリーダーが進行支援に責任を持っていることの記載が必要。</p> <p>③関係機関との連携について、拠点ができた時に、1つの物ができてばらばらになるというより、それを統合して共同で対応できる仕組み、機能にすることが大事。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携について記載が足りない。共同の仕組みをどのように制度化するか、その中で市町村の責任をどのように位置づけるかが大事。</p> |

| 区 分    | 主 な 意 見   |
|--------|---|
| 9. その他 | <p>②拠点の名称については、市民が理解しやすい名称を検討すべき。</p> <p>②このガイドラインは、運営のガイドラインであるため、どうやってアセスメントするのかなどを示す教科書が別途必要。</p> <p>③運営指針のたたき台について、拠点が全ての支援を担うような内容に感じる。要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携して支援を行うことについて記載が必要。</p> <p>①一定の介入と支援、矛盾するような役割を身近な市民サービスで弁証法的にも統合していくことが期待されていて、それが拠点の整備につながるのではないか。</p> <p>②虐待通告があって在宅支援となった時に、拠点到どういう形でつながっていくのか、一定の制度的な枠組みが必要。拠点につながることを担保しておくことが必要。</p> |